26 日獣発第 240 号
平成 26 年 12 月 3 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う届出等の適切な実施のための協力依頼について

今般、平成 26 年 11 月 21 日付け 26 消安第 4192 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、今般、牛の管理者が牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「法」という。）に基づき行った届出について、法第 8 条第 1 項の違反（事実と異なる出生日の届出）が判明し、法第 5 条第 1 項に基づく催告を行ったことを踏まえ、このような事案の発生を防止し、牛トレーサビリティ制度の信頼を確保するため、管理者に対する監視、指導等を強化するとともに、法に基づく届出が迅速かつ正確に行われるよう同制度の更なる周知徹底を図ることとされ、本会へも周知徹底への協力が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

２６消安第４１９２号
平成２６年１１月２１日

公益社団法人日本獣医師会長　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う届出等の適切な実施のための協力依頼

平素より牛トレーサビリティ制度の推進に御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成１５年法律第７２号。以下「法」という。）に基づく牛トレーサビリティ制度については、牛の個体識別の正確な情報の伝達を図るため、これまで同制度の円滑かつ適切な実施を図ってきたところです。

しかしながら、今般、牛の管理者が法に基づき行った届出の内容に疑義が生じたことから、当該管理者に対し立入検査を実施したところ、当該管理者が事実と異なる出生日を届け出ていたことが判明したところです。当該行為は、法第８条第１項に違反することから、今般、法第５条第１項に基づく催告を行ったところです。

本件のような届出義務違反は、牛トレーサビリティ制度に対する消費者や関係者の信頼を揺るがすものであり、あってはならない行為です。

このような事案の発生を防止し、牛トレーサビリティ制度の信頼を確保するため、管理者に対する監視、指導等を強化するとともに、法に基づく届出が迅速かつ正確に行われるよう同制度の更なる周知徹底することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、管理者等に対する制度の更なる周知徹底を図っていただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.11.26
第 485 号

プレスリリース

平成 26 年 11 月 18 日
九　州　農　政　局

牛トレーサビリティ法の届出義務違反に対する措置について

熊本県内の牛の管理者に対して牛トレーサビリティ法に基づく立入検査を実施した結果、同法に基づく出生の 届出義務に違反していることを確認しました。

このため、本日、当該管理者に対して、牛トレーサビリティ法に基づく催告を行いました。

経過

1. 農林水産省九州農政局は、平成 26 年 3 月から平成 26 年 10 月にかけて、牛の管理者である吉村正光氏に対し、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。） 第 19 条第 1 項 （別紙 1 参照）に基づく立入検査を実施し、関連データの精査を行いました。
2. その結果、吉村正光氏について、以下の事実を確認しました。
   平成 15 年 12 月 1 日（法施行日）から平成 26 年 10 月 7 日にかけて出生した牛 861 頭のうち、541 頭について、事実と異なる出生日（実際の出生日から 1 日から 50 日遅らせた日）を出生の年月日として届けたこと。

措置

吉村正光氏が行った上記 2 の行為は、牛トレーサビリティ法第 8 条第 1 項（別紙 1 参照）に違反することから、九州農政局は、同氏に対し同法第 5 条第 1 項の規定に基づく催告を行いました。（別紙 2 参照）

＜添付資料＞

- 別紙 1（牛トレーサビリティ法参照条文）
- 別紙 2（催告の内容）
- 参考（吉村正光氏について）

（別紙１）

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

（平成１５年法律第７２号）（抜粋）

（牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置）

第五条　農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、第八条及び第十一条から第十三条までの規定による届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。

２　（略）

（出生及び輸入の届出）

第八条　牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

２　（略）

（報告及び検査）

第十九条

農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　（略）

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八条又は第十一条から第十三条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（別紙2）

吉村正光氏に対する催告の内容

1　貴農場の牛に係る届出内容を直ちに確認し、適正な届出がなされていない牛については、適正な届出内容となるよう速やかに修正の届出を行うこと。

2　法に基づく届出を正確かつ確実に行うために必要な書類等を速やかに整備し、管理できる体制を構築すること。

3　出生、死亡、譲受け、譲渡し等をしたときは、適正な届出を遅滞なく行うこと。

4　貴農場において、牛トレーサビリティ制度について認識を深め、その遵守を徹底すること。

（参考）

吉村正光氏について

住　　所	熊本県八代郡氷川町高塚１９４３番地
氏　　名	吉村　正光
事　業　内　容	酪農経営

NHK NEWSWEB

2014年(平成26年)11月19日[水曜日]

- 文字サイズ 小
- 文字サイズ 中
- 文字サイズ 大

ツイート シェアする チェック ?

NHKサイトを離れます

NHK熊本県のニュース 熊本放送局

牛の月齢偽り酪農業者に催告

氷川町の酪農業者が、牛の生まれた日を実際より遅く届け出たとして、九州農政局から、正しい届け出や改善を求める催告を受けました。
酪農業者は「発育がよいように見せるためだった」と話しているということです。
九州農政局によりますと、氷川町の酪農業者は、平成15年からことし10月にかけて生まれた541頭の牛について、実際生まれた日よりも1日から最大で50日後に生まれたとして届け出ていたということです。
国内でのBSEの発生を受けて施行された「牛トレーサビリティ法」は、牛が消費者に供給されるまでの個別の情報を追跡して把握できるよう、牛の生まれた日や移動の履歴などの登録を生産者などに求めています。
九州農政局は、立ち入り検査の結果、違反の事実が明らかになったとしてこれまでの届け出を取り消し、正しい届け出や改善報告書の提出を求める催告を行いました。
酪農業者は、「月齢のわりに発育がよいように見せて、有利な取り引きをするためだった」と話しているということです。
九州農政局によりますと、法が施行されてから催告が行われたのは、全国で6件目だということです。

11月18日 19時01分

Copyright NHK(Japan Broadcasting Corporation) All rights reserved. 許可なく転載することを禁じます。

このページは受信料で制作しています。